対面型講習会開催ガイドライン
（新型コロナウイルス感染対策）

令和 2 年 9 月 10 日
全国障害者総合福祉センター

１．本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において示されている今後の持続的な対策を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 5 月 14 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、当センター主催の対面型講習会開催において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組を進めるために作成したものである。

２．感染防止のための基本的な考え方

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、そのための留意点は次のとおりである。

⑴ 人との接触の回避、対人距離の確保（できるだけ２メートルを目安に）（ソーシャルディスタンス）
⑵ 感染防止のための受講者の適切な誘導（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状（咳、鼻汁、倦怠感など）及び体調不良を認める者の入室制限を含む。）
⑶ 入口及び会場内の手指の消毒設備の設置
⑷ マスクの着用（スタッフ、講師及び受講者に対する周知）
⑸ 会場の換気（可能であれば２方向の窓を同時に開ける。）
⑹ 会場内の消毒
⑺ 手洗い、咳エチケットの徹底

なお、⑵の「密」とは、感染を拡大させるリスクや、クラスター（患者集団）発生のリスクを高める３つの条件、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集する場所、③近距離での会話や発声が行われる密接場面のいわゆる「三つの密」をいいます。

３．開催者が講じるべき具体的な対策

（1）開催前～

①昼食を伴うスケジュールは極力避けること。→どうしても避けられない場合は、後述する昼食時の注意を怠らないこと。
②密にならないように、座学は 2 席程度（1m 以上）空けて、前後は最低 1m 以上空けて着席（ソーシャルディスタンス）するよう、使用しない席は使えないようにテープ等を貼って設営すること。
→会場定員の 3 分の 1～2 分の 1 程度の人数で 募集を行うこと。受講者数の上限は 100 名とし、それ以下にすること。
③講習会開始前に会場消毒（演台、机、ドアノブなど）を行うこと。
→消毒液の使用の可否については、借用施設に確認すること。
④会場は十分な換気を行うこと。
→建築基準法に於ける必要換気量を十分満足できること。
→外気による換気量増、できる限り窓を開けること。休み時間は出入口も開けておくこと。
⑤飛沫防止ビニールシート、アクリル板等の設置をすること。

（2）受講生受付時～

①受付時はできる限り距離をとり、短時間で行うこと。
→受付スタッフと受講生の距離は 90cm 以上とること。受付待ちの人の距離は 2m以上とること。フロアマーカーを設置するなど、人が密集しないように工夫すること。
②受講生の動線はなるべく 1 方向にすること。
→受講生同士がすれ違う事の無いよう、可能な限り入口と出口を分けること。
③咳エチケットにご協力いただくこと。
→注意文書を配布すること。
→ティッシュ、ごみ袋の準備をすること。
④入室前に講師・スタッフ・受講者の検温ならびに体調等の確認を行うこと。
→体温計（非接触型）は、当センターで準備する。
⑤入室前に講師・スタッフ・受講生ともに手洗い、手指消毒を行っていただくこと。
→消毒液は、当センターで準備する。

（3）講習中

①講師・スタッフ・受講生ともにマスクを着用していただくこと。
→受講生は基本的に自身で準備（案内等に掲載）、講師・スタッフも基本的に自身で準備、準備できなければ当センターで準備する。
→講師は自身の講義の時も基本的にマスクを着用する。やむを得ない場合はマスクを外してもよいが、当センターで準備するフェイスシールド、飛沫防止ビニールシート、アクリル板等を使用する。また、受講生までの距離は2m以上保つこと。
→マイク・PC（マウス）等の使いまわしは避ける。使いまわす場合、講師が変わったら、消毒する。
②実習時はできる限り距離をとること。講師からの説明は必要最小限にし、説明事項は紙などで配布すること。
→密集しないような実習とすること。
③トイレ休憩の時間は十分にとること。
→トイレ内で過密にならないようにすること。
④休憩時間など受講生同士の会話は注意すること。
⑤食事中に他の人との会話をなるべく避け、向かい合っての食事には注意すること。

（4）その他

①開催時点での行政等の指示に従い必要な変更を行うこと。

以上